

一九七七年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

e-mail: shakatsushin@nifty.com

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポル幡ヶ谷九〇四 電話(03)3377-4649 FAX(03)3299-5367
振替 〇〇一〇〇一九一五八四三一 労金 中央労金本店 No.1154163

購読料 月額 700円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言■

辺野古にピョンテクアメリカ軍がのさばる背景

赤峰 正俊……………2

十年を一日に凝縮した情勢の到来

小西 純一郎……………3

働く者の反撃を組織しよう

今こそ市民の風を！ 07年参院選・平和の共同を求めて

7・7シンポジウム……………4

〇六春闘と自治体労働者の闘い

東京・調布市職労からの報告

ホリエモン 村上ファンドと取引所

なぜ、地位確認を求めるべきか

国鉄闘争に寄す

減る専従役員

組合員数減少が財政直撃

虎の尾を踏んで(一) 野村総研の障がい者差別告発闘争の報告

読者からのおたより

旬刊 社会通信

NO. 970

二〇〇六年六月二二日号

二〇〇六年六月二二日発行
(毎月一日・二二日・三回発行)

辺野古にピョンテク アメリカ軍がのさばる背景

銃剣とブルドーザーで人間破壊 六〇年間、在米軍基地は沖縄で「たらい回し」されています。同じく隣の韓国においてもピョンテク市の米軍基地が、さらに拡張されようとしています。ソウルのご真ん中にあるヨンサン基地をピョンテクに強制移転しようとしているのです。

その構図は、まさに沖縄の辺野古と同じです。銃剣とブルドーザーによってピョンテクの住民を強制的に排除しています。

日本や韓国など、アメリカによって「軍事植民地化」されている国の地域は「基地からの収入なくしては生きていけない」という構造を、自国とアメリカ政府によって意図的に作られている現状があります。両国政府は「抑止力・防衛・敵対国」といった言葉を巧みに使い、「国益を守るためには、アメリカの防衛力が必要だ」とうそぶいているのです。

国益とは誰のもの？ 自国の国民には、無原則に競争と差別を強いて弱者を「負け組」とさげすみ、際限なく平和・福祉・医療・教育を切り捨てています。その一方で、何時の頃からかアメリカに対して「思いやり予算」という、莫大で非常識な金銭負担（税金）を「湯水」のごとく注ぎ続ける不思議な国：「ニッポン」。

アメリカ軍の基地を日本から他国へ移転するといえば、その移転費用「三兆円」をアメリカの言うままに、国民に相談もなしに税金から拠出（国民一人あたり三万円）するというデタラメな国：「ニッポン」。

私たちは、政府の言う「国益」を日常の中で意識したことも実感したこともないはずです。「国益」とは政治家や官僚、大資本家といった「特権階級」の人間だけが必要としているものです。

私たちが実感していること！ 沖縄地上戦やアジア諸国を侵略し無実の人々の命を奪い、修復困難な「恨と罪」を六〇年たった今も残しているという事実。私たちが唯一教訓にできるとすれば、「軍隊は国益を守り、国民を守らない」ということです。

小泉総理の置き土産 九月に辞任する小泉総理の「置き土産」、「教育基本法改悪」や「共謀罪」等、「憲法改正」に向けてひた走る「悪法」の数々。彼らが声高に叫ぶ「国を愛せ」とは、小泉総理の周りに群がる「権力の亡者を愛せ」ということなのです。

愛せないものを力づくで「愛せ！」と、強権を発動する政治と大企業の横暴が極みに達しています。無関心を装うことは、自らの人生どころか子どもたちの未来までも放棄しているに等しいのです。そうして歴史的には、彼らと「同罪」を背負うことになりません。

（赤峰 正俊）

十年を一日に凝縮した情勢の到来

―働く者の反撃を組織しよう―

ストライキの方法を教えて 尼崎地区労が呼びかけたメーデー集会を終え、後片付けをしていた五月二日に次のような相談が寄せられた。「経営者が何の相談もなく次々と労働条件を変更するので、従業員で相談してストライキを打ちたいが、ストライキの方法を教えて欲しい。」という内容であった。

相談を受けた役員は「ストライキをするには労働組合に加入する必要がある」ことを伝え、仲間と一緒にもう一度来るように説明した。従業員四〇人中一二人がストライキに賛成してくれているという。労働組合があり解雇が強行されても抵抗らしい抵抗も組織されない今日の情勢のもとであって、彼らが自らストライキを真剣に考えたのだ。なんとも頼もしい相談だ。

この相談が集団で武庫川ユニオンに加入することに成功し、成果を上げることができるとは今後の課題だが、尼崎の連合がメーデーを四月二十九日に開催したことで、私たち尼崎地区労は五月一日にこだわり、阪神尼崎駅前で「萬国の労働者団結せよ」と記した横断幕を掲げてメーデー集会を開催した直後であっただけに、嬉しい相談だった。

○六春闘中にユニオン加入が加速 私たち武庫川ユニオンは、一九八八年に結成したので、今年で一八年ということになる。個人加盟の地域ユニオンは労働者の駆け込み寺的な要素が強いため、なかなか組織の拡大には結び付かないのは各ユニオン共通の悩みだ。武庫川ユニオンの組織人員は現在三五〇人程度になる。特に今年の三月以降新規加入が進んでいる。

三月と四月だけで、三五人が加入した。知人などの紹介で相談にくるケースが目立っている。中には連合の幹部が身内の解雇問題で武庫川ユニオンを紹介したのもあった。彼は武庫川ユニオンの方が解決能力ありと思ったのだろう。

新規加入のうち集団で加入したブラジル人労働者の場合を紹介する。相談者は自分の子どもの保育園でペルー人労働者と知り合い、そのペルー人から武庫川ユニオンを紹介された。武庫川ユニオンを紹介したペルー人は自動車部品会社で働く労働者で三年前一〇人で武庫川ユニオンに加入し、賃金の引き上げや一時金・退職金を獲得していた。労働運動で成果を上げたことを知ったブラジル人は仲間と相談し武庫川ユニオンに相談にきたという。

ブラジル人の働く職場はダイハツの構内請負い会社で二ヵ月契約を更新して働いている。賃金の引き上げはなく、一時金もない。こんな状態を改善したいということだ。長期の仕事を有期雇用契約という不安定な状態で継続している例は多い。こうした問題を解決できるとしたら、労働運動でしかない。三月に一五人で分会を結成し現在団体交渉を進めている。露骨な組合潰しは見られないが、要求にはゼロ回答で対応して

きている。争議行為を含めて体制を取っていく必要がある。会社から期待した回答がないことで、彼らがやる気をなくしはしないかと思っていたが、「武庫川ユニオンに入ってよかった。会社にものが言える。」と分会の委員長であるシルビオ君が言ってくれた。そしてあと一名組織してきた。彼らが成果を上げ、力をつければ地域のブラジル人たちがユニオンに加入してくる可能性は大きいといえる。

青年へのアピール目指して 最近、青年の加入が少しづつ増え始めた。三月には突然全員解雇されたと六人の青年男女がユニオンに加入してきた。そこで、青年組合員が日常的に交流し、青年労働者にアピールする（仮称）ユースユニオン・阪神の準備にはいることにした。

働くものの多様な問題意識に応えられるようなアンテナが必要になる。

働くものの反撃をユニオンに組織しよう 武庫川ユニオン一八年を振り返ってみると、組織拡大に山があることが分かる。

九五年の阪神大震災後に拡大が進み、今年度は二回目の山が来たような気がしている。働くものの状況は悪化している。非正規労働者は、このままでは将来に展望を見出すことができないことに気がつき始めている。解決の道筋は歴史が示しているとおりに自ら闘いに立ち上がるしかないのであり、反撃が始まるのは必然だと思う。しかしその反撃を私たちが労働組合に組織することができなければ、歴史を動かす力に転化することができない。

組織率が一八・七％に低下したと言われる。しかし大手の労働組合の現実を見ると、名前は労働組合でも実態は労働組合の体をなしていない組合も多い。労働者の反撃に対する防波堤になっているケースすらある。私たちは既存の労働組合は潰されているという認識から出発する必要がある。ぎりぎりに追い詰められた労働者の反撃を私たちが全国各地でユニオンに組織する気概と組織を今準備しなければならぬ。一〇年を一日に凝縮したような労働情勢が到来していることを確認したい。

（労働組合武庫川ユニオン書記長 小西 純一郎）

今こそ市民の風を！ 07年参院選・平和の共同を求めて

7・7シンポジウム

今、マスコミや各界でも、9条改憲反対の平和の共同・選挙協力を求める声が高まっています。政党の事情や、さまざまな問題があることは承知しておりますが、平和憲法を守りぬくことをあらゆることに優先させてこの難関を切り抜きましょう。今こそ、平和を愛する広範な人々が手をつなぐべきではないでしょうか。

◇日時 7月7日（金）午後6時開場、6時30分開演（9時閉会）

◇会場 日本教育会館 大ホール

○六春闘と自治体労働者の闘い

―東京・調布市職労からの報告―

1、自治労の春闘の取組み

春闘期の自治体労働者の運動は、「生活改善要求」や、「制度政策要求」を行いつつ、民間労働組合との共闘を強化することにより、八月の人事院勧告(春闘での民間労働者と国家公務員の賃金差が算出され、公務員の賃金改善額が勧告されます)の完全実施を求める交渉を行なっています。

2、自治労全国統一行動及び自治労東京都本部の統一要求の取組み

- (1) 東京圏の自治体労働者の生活の維持・改善に向けて、現行の賃金水準の確保・改善すること。
- (2) 臨時・非常勤嘱託職員の賃金を底上げすること。東京の自治体における最低賃金を月額一六万二九〇〇円(日給八二〇〇円、時給一〇二〇円)以上を基本に改善すること。
- (3) 三六協定(サブプロク協定)労基法第三六条の時間外規制の上限設定)を締結すること。また、不払い残業の実態を把握し労働管理を徹底して不払い残業を解消すること。
- (4) 自治体が委託する公共サービス関連の事業所について、雇用の確保に努め、労働基準法など法令を遵守させること。また、公正労働基準の遵守などを義務付ける公契約条例を制定すること。
- (5) 次世代育成対策支援・特定事業主行動計画に基づく労働条件や、職場環境の見直しを速やかに実施すること。これを進めるための進捗管理機関を労使で設置すること。
- (6) 地域ニーズに対応できる必要人員を確保し、指定管理者制度等を用いた行政サービスの切り下げや人員削減を行わないこと。

3、調布市職労の取組み

- (1) ストライキ批准投票
○六春闘から秋闘(賃金確定闘争)に向けたストライキを含む闘争戦術の指令権を中央本部の中央闘争委員会に移譲することについて、自治労組合員の承認を求める重要な取り組みで、高批准率が求められます。
- (2) 節税闘争

「納めすぎた税金を取り戻そう」をスローガンに、確定申告期間に市民向けに行っている節税のための無料相談で、本年度二八年目を実施しました。内容は、パート、アルバイトなどで年末調整を受けてない方や、中途退職、年金受給者、医療費・住宅控除を受けられる方の相談に応じました。

毎年、二月一八日(土)〜三月一二日(日)までの土日に、組合事務所に対応し、地域住民や退職者のほか、臨時・非常勤組合の皆さんにもご好評をいただいでい

ます。

(3) 二〇〇六アースデイ

今年で二〇回目を迎えた「アースデイ in 調布」は、毎年「地域環境と平和」をテーマの中心としており、今年も「もったいない(MOTTAINAI)」をメインスローガンに、地域の平和や環境保護を求めるNGOや市民サークルの参加がありました。

(4) 春闘学習会

第一回 「甦れ団塊の世代」 二〇〇七問題に寄せた現状と課題

第二回 「行政責任と行政効率化法案『市場化テスト法』」 公務員バッシングと公共サービスの行方

第三回 「国民保護計画の名による『戦時体制の備え』」

(5) 各課の超過勤務時間の規制と「不払い残業」を一掃する取り組み

これまで、全庁的に蔓延していた不払い残業の実態調査と改善のための交渉を実施し、次の回答を引き出しました。

ア 厚生労働省の通達等を遵守する

イ 労働時間の分単位の把握のためのタイムカードシステムの改善

ウ 時間外予算の実態に見合った確保

エ 〇五年度から代休制度の廃止による時間外勤務手当での完全精算

オ 三六協定の締結

カ 過重労働について労働安全衛生上の問題として位置付ける

(6) 平和運動センターの取り組み

「府中・調布・狛江・稲城地区平和運動センター」に議長及び事務局次長を派遣し、「教育基本法改悪、反核、反基地、憲法9条」などの学習会を開催し、地域の平和運動を推進しています。

4、具体的な取り組み

〇五(平成一七)年度から不払い残業の温床になっていた、代休を廃止したことは、解決の糸口ではありますが、時間外勤務の未入力が増大を生む恐れもありません。

労働時間の把握と時間外手当の支給、長時間労働による健康問題の改善は、使用者の最低限度の責任であり義務です。

したがって組合は、不払い残業の解消について新たな段階に入ったと考え今後時間外勤務のみ入力と長時間労働の解消に焦点を当てた取り組みを、次の四つの点について、当局の具体的対応を追及します。

(1) 当局責任において、労働時間の把握の徹底と時間外勤務の未入力をなくす取り組みの強化。

(2) 時間外勤務手当予算の確証。

(3) 過重労働に対する実効ある措置を求める。

(4) 三六協定と時間外勤務の上限設定。

5、特殊勤務手当見直し提案について

地方公務員の特殊勤務手当は、総務省が「適正化」の方針を元に二〇〇五年に全国的な実態調査を行い、「助言」と称した「指導」を推進しました。

この調査は、①国家公務員に設けられていないもの、②他の手当又は給料で措置される勤務内容に対して重複の観点から検討を要するもの、③月額支給となっているもの、という視点から行なわれました。

本来、特殊勤務手当は「危険・不快・不健康又は困難な勤務・その他著しく特殊な勤務」に支給されるものです。したがって、国、都、市では業務に違いがあるため種類に相違があるのは当然です。この点については、総務省でさえ、国にないからといって「直ちに不当であるとはいえない」と明言しています。

組合は、現在の各手当は職場実態を踏まえ、長年にわたる労使協議によって勝ち取ったものですが、交渉の結果は他市の情勢も勘案し、次のとおりとなりました。

〈廃止することで合意した手当〉

感染症予防消毒作業従事手当、行路死亡人取扱作業従事手当、スズメ蜂駆除作業手当、ごみ収集作業従事手当、動物死体処理従事手当、下水道管内作業従事手当、長時間勤務手当、年末年始勤務手当、建築指導業務従事手当、変則勤務手当、交替制勤務手当

6、永年勤続特別昇給廃止および初任給基準の見直し

長年の労使交渉によって、培われてきた年功序列賃金体系の見直しで、労使交渉の結果、永年勤続特別昇給制度は廃止され、初任給基準については、試験区分ごとに設定された初任給を職歴等がある場合には一定の基準により、号給を調整することになりました。

7、まとめ

自民党・与党はマスコミを活用し、公務員バッシングという手法で自治労つぶしを行っています。これは、憲法を変えるには野党勢力や平和を求める多くの住民運動を排除しなければなりません。

したがって、力量は不十分ではありますが、全国の平和運動団体と密接に連帯している自治労の果たすべき役割がいま、問われていると思います。

私たちは正すべき所はただし、経済闘争と制度政策要求とそれ以上に「平和を守る運動」を地域の仲間と強化していきたいと思えます。

(自治労調布市職員労働組合副委員長 小島 邦夫)

ホリエモン 村上ファンドと取引所

はるか昔、田中角栄という政治家がいた。彼の政権下で国債が発行され、国の赤字が増えた。角栄はこういった。「こんな赤字はたいしたことではない。国営企業を民間化し株式会社にする。株式売却で赤字なんてすぐに消えてなくなる」と。これを実行したのが中曽根だ。三公社(国鉄、全専売、電々公社)を民間化した。株式売却は創業者にどんな儲けを与えるのか。

電々公社↓NTTに例をとってみよう。NTT株は額面一株五万円が発行された。株式売却時五万円の株券が百二十万円に化けた。単純にいつて、一株百十五万円の儲けとなる。これが創業者利得である。株券は証券取引所で売買される。取引所は一夜にして巨万の「富」を生むのである。

まじめに働く何十万もの市民をバカにする行為に政府みずからが手を染めた。さらに時代は移り、政府は金融自由化（ビッグ・バン）を国是とするようになった。「貯蓄なんぞおやめなさい、投機・投資へ」との投機のすすめである。金利はゼロ、龐大な遊休資金は行き場がない。少しでも金利の高い所へと資金は動く。外国の投資家にしてみれば、ゼロ金利の日本で金を借り株式等々を購入する。株価が上がったところで売りぬける。山っ気ある若者たちは「政府ですら濡れ手に粟の行為をやっている。われわれがやってどうして悪いことがあるのか」と取引所を貨殖の手段とする。現代IT企業家たちである。

取引所は資本主義発展とともに拡大・膨脹するばかりか、情報技術革命がとほうもない規模にまで押し上げた。商品市場、為替市場、さまざまな金融市場が「虚偽の価値」を生み出しつづける。腐敗・墮落・汚職、政官財ゆ着の原因である。

ホリエモン、村上君は取引所とはなにかを考える大きな素材を提供した。阪神フアンは村上君の「乗っ取り」に怒りの声を寄せている。庶民としてわずかばかりの楽しみ、不安をいやしてくる「六甲おろし」を奪い取られるかもしれないことへのいらだちである。取引所に起因する不正に怒りの声を上げ、追及することは当然だ。だが、これらの問題を考えるうえで、われわれは一つの点を見落としてきたのではないか。

取引所の階級的性格はなにかということだ。取引所は、ブルジョアが労働者を搾取するのでなく、ブルジョア同士がたがい搾取し合う施設であるということだ。取引所でその持ち主を代える

剰余価値は、既存の剰余価値であり、過去の労働者搾取の産物であり、労働者の搾取が完了してからはじめて、剰余価値は取引所思惑に役立つことができるということである。

ホリエモンや村上君のような輩に、さらに彼らによってどこかの会社が剥ぎ取られることにたいして、労働者が直接に関心を抱き憤慨すべきということは、労働者自身の直接の搾取者たちがこれらの労働者から搾り取った剰余価値をその手にたもつために守ってやらなければならぬというのと同じである。

エンゲルスは一八九三年一月、ペーベルあての手紙に、取引所の歴史的意義をこう説いている。

「ブルジョア社会の最も貴重な果実として、最も極端な腐敗の巢として、汚職事件の温床として―したがってまた、資本の集積のための、ブルジョア社会の自然的に形成された連関の最後の遺物を分解させ、解体させ、それと同時にまたあらゆる慣習的な道德概念を破壊し転倒させて、その反対物に変えるための、最もすぐれた手段として―まったく比類ない破壊的要素として、せまりくる革命の最も強力な促進者として―この歴史的な意味においては、取引所は、直接にもわれわれの関心を引くのである」

（『マルクス・エンゲルス全集』第三九巻、一三頁）。

なぜ、地位確認を求めるときか

— 国鉄闘争に寄す —

国労の訴訟提起は、これまでの「政治解決路線」の破綻を意味する。国労は、これまで訴訟を提起すれば政治解決できないと頑なに主張してきた。最高裁判決は〇三年十二月、判決確定の時効期限は十二月に迫るが、現状では政治解決の展望は皆無。最近、国労は訴訟は政治解決を促進させると言い始めた。

訴訟提起しても、判決で決着というより闘いの広がりで大衆行動に裏打ちされて和解解決する場合が多々ある。訴訟と政治解決は矛盾しないし相互に補完できる。〇三年十二月最高裁で敗訴後、国労は係争状態になく、政府が譲歩し、金を払う根拠は法的には一切存在しない。

政治解決が一切進まなかったのは不団結だけではない。そもそも係争状態にないからである。四党合意による混乱と最高裁判決後、国労が直ちに訴訟提起しなかったことが闘争の長期化の原因だ。長期化の責任は国労にある。

昨年九・一五判決では不十分ながら不当労働行為が認められた。不当労働行為の救済は「原状回復」が原則である。判決では改革法二十三条で解雇を有効とした。学者、法律家の間では、不当労働行為の「金銭解決」の法制化の先取り判決だとして批判している。国労の損賠訴訟は労働弁護士も批判している「金銭解決」主義を自ら求める暴挙であり、争議運動の背信だと言われても反論できまい。

国労の要求は「解雇撤回・JR復帰」であった。鉄道・運輸機構は北海道、九州のJR会社資本の一〇〇%を持ち、株式会社とは言え特殊法人であり、実質国営企業に変わらない。鉄道・運輸機構に雇用責任を求めることは実質JRへの雇用を求めることと同意語だ。訴訟で地位確認を求めるのは当たり前で政治解決を妨害しない。

損賠訴訟で良しとするなら、解決交渉のテーマは金額の「額」だけである。雇用や年金は交渉テーマになりえない。和解による金銭の多い、少ないで組織内に混乱が起これたり、後々批判されるより、筋を通し判決で決着つけたほうが諦めもつく。

要求の実現、運動の展開、世論の支持、闘争団の団結維持のためには地位確認は必須条件だろう。損賠訴訟では支援側の戸惑い、支援戦線の縮小は論を待たない。結果として、金銭解決だけで解決することもあるが、闘いの前に、原則を逸脱し交渉の前に要求を切り下げるようでは「金銭」も満足に取れないことは自明である。

原告団との大同団結が進み統一要求、統一交渉が望まれる時、要求(訴訟内容)が天と地では政治交渉の共同はありえない。雇用はJRとの自主交渉で、金銭と年金は政府と交渉して、と言いたいだろうが、JRとの交渉は労使交渉が成り立つとしても、訴訟で要求していない「年金」の制度的復活は政治交渉テーマになりえない。

金銭だけなら判決で決着するのも良いが金銭だけでは駄目だ。九・一五判決を乗り超え、雇用、年金問題も含めた要求実現を目標に政治解決を模索するのではないか。損賠だけなら国労は裁判を断念し、原告団の後から下を向いて付いていくしかない。

全動労も損賠だ、という。全動労は他労組である。自主的に決断したことだ。全動

労は「闘うナショナルセンター」全労連の妨害で弁護団編成にも苦慮したという。あの時点では訴訟提起に意義があり、年齢も高いことからやむなく損賠で割り切った。

減る専従役員

―組合員数減少が財政直撃―

「労働組合費調査」（連合・連合総研）結果がこのほど発表された。対象組織は産別三九組織・五八三万人、単組五九〇組合・二三一万人である。組合費とは資本家に對抗する同盟を維持するための費用である。

組合員一人あたりの平均組合費は五〇一七円、賃金（所定内）比率は一・六九％である。前回調査〇三年に比べ所定内賃金が三〇万六三七五円から三〇万二四〇五円へとじつに四〇〇〇円も減少した。いったい何のために「高い」組合費を払っているのとの疑問、不満が続出する原因である。徴収方法は九五％がチェックオフ方式とある。

「組合費を引き下げろ」との声は単組。とりわけ支部や分会では少なくない。その結果、「引き下げた」が一五・三％とある。他方、「引き上げた」は四・四％であり、「変更なし」は八〇・七％である。

均等待遇、パート等の不安定労働者の組織化は組合にとって生命線となる。そこでの問題が組合費の決定。パート等労働者の賃金は正規労働者のよくて二分の一だから、組合費をいくらにするのというわけだ。調査によると平均一五八四円である。

労働組合は資本との交渉だけでなく、イザという時にたたかうためにある。ストライキ資金が必要。ストライキ資金を積み立てている組合は約八〇％、「制度はなく積み立てていない」一七・八％、さらに「制度はあるが当期は積み立てていない」組合が二一・一％もある。

最大の関心は組合費がどう使われているか。単組には二九九人以下から一万人以上の巨大な組合もあり、一律に論じることができない。傾向としては人件費三四・六％、活動費（日常運営費）二四・六％、上部団体費一一・一％（内訳は産別九・一％、企業連一・〇％、その他一・〇％）、交付金一四・五％、その他一三・二％。

三五％ちかくを占めている人件費は役員賃金。一組合当たりの役員は専従役員七・六人（前回八・五人）、半専従役員二・六人（三・五人）、正規職員四・四（五・二人）、パート等職員二・一人（二・二人）とある。組合の収入は組合費、組合員の減少は活動の質と量、役員の数にはねかえる。役員数の減少は組合活動の量、質に反映し、組合弱体化という悪循環の要素ともなる。なお役員一人あたりの組合員数は専従役員五七〇・九人、正規職員九五七・二人である。

産別は単組の状況を反映するから傾向は同じだ。単組から産別への一人あたり加盟費は五一〇円。産別にとって大きな出費は人件費とともに連合、大産業別、国際産別組織に対するもので、連合に一億五九〇二万円、大産別三九八七万円、国際組織二二一八万とのである。

産別の役員、とくに専従役員数は〇三年の三八〇人から三四五人へと三五人も減った。

虎の尾を踏んで(一)

―野村総研の障がい者差別告発闘争の報告―

これまでの要求と経過

全国の働く仲間にご支援を戴いている障がい者差別企業野村総合研究所の告発闘争は、去る五月二十六日、神奈川県ワーカーズユニオンが県地労委に、当事者間の団交再開斡旋を申請して新たな段階を迎えましたのでご報告致します。

これまでの経過は、昨年一〇月一八日の定年退職を前に、①今年四月一日から施行された雇用延長法の前倒し適応、②嘱託障がい者の職場での人権とコア業務の確立、③一九九七年五月一日(日付は同年四月一日)に締結した「契約書」の前提である一年後の特別専門職への昇格が実現されず、説明もなかった点について、昨年八月九日と九月六日、同一六日、同二七日の四回に人事部障がい者担当(障がい者職業生活相談員の資格者)と話し合いましたが不調に終わり、一〇月五日「団体交渉申込み書」を提出しました。組合側の団交参加者数の制限などを巡ってのやり取りを経て、団交が開催されたのが退職前日の一〇月一七日でした。

この日の団交は団交の入口論争に終わり、次回の開催日程も決められないままに時間切れとなり、同二〇日に「要求書」を提出しましたが、同二七日回答書で障がい者差別については「年数が経過しており確認できません」。「既に退職しており、(中略)団体交渉を行う必要性はない」と、会社は団交拒否回答をしてきました。

一二月二日の二回目の拒否回答を受けて、今年一月一五日から三一日の間に一回目の抗議はがきを集中し、二月一日に団交再開要求書提出、同七日三回目の拒否回答。同一六日、横浜市内で開かれた障がい者就職相談会々場前と同二七日、わたしが勤務していた横浜総合センターと最寄り駅での抗議行動、四月一五日団交再開要求書提出、同二〇日四回目の拒否回答。同二七日三〇人の仲間が結集して本社前(東京・丸の内)抗議行動と共に、団交再開要求書提出、五月一二日に五回目の拒否回答を経て、県地労委に当事者間の団交再開斡旋を申請し、六月四日現在、斡旋拒諾の返事は届いていません。

具体的には、①障がい者差別に対する責任と謝罪、②特別専門職昇格の約束が守られなかったによる経済的要求、③在職の不当労働行為の責任と謝罪が主なものです。

在職障がい者の思いと退職障がい者の応援

仲間を支えられたわたしの闘いに、二月二七日の行動では駅頭でマイクを持つわたしを木陰から声を掛けて応援してくれたり、四月二七日には小さく手を挙げてエールを送って過ぎ去った在職障がい者もいました。また、人事部長交代や社内情報などを手紙や電話で知らせてくれた人もいます。あるいは、学位を取って入社し、キャリア組を歩いていた途中、突然、障がいにおそわれ退職した精神障がい者は、在職中の屈

辱的な扱いを訴え、チャンスがあれば証言すると言いました。

障害者雇用法の枠内採用の嘱託障がい者は、この障がい者差別企業でも、入社半年で人相が柔和になる位厳しい職歴を持っているだけに、自ら立ち上がるまで、在職障がい者を隠し、守らなければならぬことが、慎重な戦術の選択へとなっています。

しかし、半年の間に二回一三〇〇枚の抗議はがきを最初に目にするのは、社内郵便局で働く障がい者で、彼らから全国の拠点の障がい者へと拡がり、力づけています。また、社前で配ったチラシは電話相談の案内を入れて、在職障がい者を励まし、明日へつながる活動と神奈川ワーカーズユニオンでは考えています。

闘いの意義―嘱託障がい者社員の思いと怒り

この闘いは、採用時の雑用係が入社数日後に、株式上場企業の部長職以上を対象とした経営戦略書（月刊誌・単行本）の販売業務に変更し、過重な売上目標を掲げそして目標をつり上げるだけで成果のみを追求する課長に、入社三年を経て「書籍の販売業務は雑用係の仕事ですか。これ以上仕事を続けさせるなら、わたしの立場と条件を整えて下さい」と肚を括って話したのをきっかけに、目立って始まった苛め・差別と昇格約束を反故にした一〇年前の口約束を告発しています。だから、何人もの仲間から「今頃何で」と言われました。

その理由は、雇用形態が一年毎の単年度継続契約の有期雇用であり、一年毎の雇用契約の不安が背景にあります。また、他の障がい者は不満があっても言えず、人事担当者に苛め・差別の相談をしても取り合ってもらえず、本来秘密の人事面談がもらされ相談した本人が、さらに、現場で苛め・差別が激さを増し、これまで小さな会社を転々と働いて辛かった思いや物言う怖さ、諦めなどから口をつぐむ障がい者社員になっていたのです。できるだけ話し合いで解決を考えて欲しいわたし達障がい者の気持ちが無視する態度でしかなかったのです。

障がい者の人権無視の根っこは、「わたし達は難しい試験を何度も受けてやっと入れた会社なのに、障がい者の人は、面接だけで簡単に入れて良いわねえ」の女子正社員が本音で嘱託障がい者を苛め・差別する言葉に表されています。自分たちはやっと入れた選ばれた野村総研の社員なのに、障がい者雇用法に守られて面接だけで苦勞なく入れると思われる障がい者への侮蔑した感情が色濃く入っているこの言葉が証明しています。そして会社は「企業の社会貢献」とか、ビジネスの「グローバルスタンダード」だのとか情報発信する厚顔無恥ぶりなのです。

それでもわたしは、以前ご報告した「虎の尾を避けて」で述べたように、年三回の人事面談を要求し、職場の苛め・差別問題の解決を提案しました。一応担当者はその都度話を聴き、改善する返答をしましたが、要求書への団交拒否回答理由を読むと、ただ、話を聞き置く態度だけで何も手を打たなかったことを自ら判明しました。これが野村総研で繰り返され続けた障がい者への苛め・差別の実態だったのです。

そして、「一〇年前の口約束を今頃持ち出して」とのご批判も受けました。その理

由を当時の業務日誌で見ると、昇格問題などの約束に関して、何度も文章を要求しました。「わたしを信用してくれ」と平身低頭するばかりの人事担当者に呆れ、「わたしは何の根拠もない話を、若い貴方の言葉だけで丸飲みして信用するほど甘くはない。貴方にそういわせる会社を信用しましょう。しかし、これが嘘だったら、貴方も会社もその報いを受けますよ」と言いました。すると、「それでも良いからわたしを信用してくれ」と彼は懇願したのです。そして、この話の決着まで、彼が異動しても人事部の取り組みの報告を約束しました。証拠がないからと開き直って逃げを凶つても、在職中一日も欠かさずつけた業務日誌をさらに細かく点検し、「雇用「契約書」の問題を詰めれば、論理的に会社は破綻するから拒否回答を続けているに過ぎないのです。この闘いには野村総研で働く嘱託障がい者社員の思いと怒りがこもっているのです。

闘いで仲間の大切さを痛感

県地労委を訪ねたとき、係員は全国からの抗議はがき集中を告発して僅か半年で二度一三〇〇枚実行したことに驚きを見せていました。地域での抗議はがきの取扱いは全国的に働く多くの仲間の心からの温かい支援があったからと感謝しています。同時に二度の社前抗議行動と一度の街頭行動に馳せ参じた仲間の中に、予想外の顔を見て、大いに励まされ、勇気を戴きました。

また、なかには国鉄闘争共闘会議の仲間をはじめ、聴覚障がい者やハンディキャブに電動車椅子を乗せて参加した脳性マヒなど四人の障がい者の仲間たちも、働く仲間と混じって、寒さや雨のなかで道行く人に必死でビラを渡し、声を掛けてくれました。そして何よりもこの闘いを相談したとき、わたしの話しを聴いて、「闘い」を即決し、神奈川ワーカーズユニオンの合意を造った仲間には、一言で言い表せない気高さを痛感しています。有り難うございます。

自分の弱さを知る

できれば昨年三月末の雇用契約直後に会社との話し合いを始め、一〇月の定年退職日までには全ての問題を解決して、雇用延長で働き続けられればと考えていました。その矢先、特別養護老人ホームに入っていた認知症の母が著しく体調を崩し息を引き取ったのが五月初めでした。四九日を過ぎてからと考えているうちに時期がずれてしまいました。手はずが整って人事部担当者と話し合いのテーブルに付いたのが昨年八月九日でした。この人事面談はそれまでとは違って大変緊張しました。そして団交前日の昨年一〇月一六日の夜は不安感で寝付けませんでした。労働相談や団交の経験は何度もあるのに、この不安と緊張に驚き、経験のない労働者がわたし達を訪ねて来る気持ちがいかなものかを思い知りました。

多くの仲間にはわたしの「強さ」だけが目立つようですが、今回の闘いは、自分の弱さと仲間の素晴らしさを痛感したことが現在の心境で、随分楽になりました。

(二〇〇六年六月四日、神奈川ワーカーズユニオン 太田 耕造)

◇ 読者からのおたより ◇

四・四集会へのオルグ 四・四全国集会を成功させるために多くの都内オルグや上京行動を取り組んできましたが、裁判をしていない仲間と一緒にオルグをする中で改めて六年間も闘争団としての都内オルグが実施されておらずまさに手探り状態で苦労したこと。また、企業ごと消滅してしまつたところや会社社が移動して更地になっていて思わず顔を見合わせてしまったこと。職場が合理化等で忙しく、なかなか相手の方と会うことが出来なかったことなど、久しぶりにオルグを取り組んだことで、多くの事柄を実感してきました。(美幌闘争団・「展望」)

編集部より オルグこそ闘争勝利の絶対条件です。さらにがんばって。

前進 彼岸荒れが終わり安心していましたが、この数日間(三月下旬)、春へ向けての吹雪の後片づけに追われています。見た目は、雪で春には遠いようですが、確実に足元から春が一步步近づいています。私たちの闘いも九・一五判決、二・一六集会、四・四集会、そして六月の集中行動と確実に解決へ向け進んでいます。(稚内・上出修三)

編集部より 局面は当事者の皆さんの構えとたたかいに移りました。支援の側は闘争団からの指示を待っています。遠慮なくきき使ってください！

心の糧 年金生活者になりましたが、満額はもらえません。イヤな世の中になりました。貴誌の努力に敬意を表します。同時に心の糧にしております。少ないですが残金はカンパです。(沖繩・S)

編集部より 沖繩の状況、原稿あるいはレポートしていただけると嬉しい。

もう一ふんばり 国労原告団の闘いもおかげ様で一〇四七名へ実をつけました。勝利に向けてもう一ふんばり。引き続きご支援お願いします。(深川・太田幸一)

編集部より なんなりお申し付けを。原告団は私のファミリイです。

米軍再編 気になる沖繩の米軍・自衛隊強化。八二年の返還時の本土並はどうなっていくのか。怒りでいっぱいです。(北海道・K)

編集部より ネライは米軍との共同作戦。怒りを組織しなくちゃー。

目的果たしたけれど 一町一村の駆け込み合併により三月一日から下記の町名に変わりました。設置選挙(町議会)が四月に実施され、私自身所期の目的を果たすことができましたがこれからのためです。(佐賀・K)

編集部より まずはよかった。新たな目的をつくりたいへん克服を。

いい傾向 「格差社会」が話題になっていますが、資本主義であるかぎり「いまさら」という感はありませんが、矛盾を露呈し始めたのはいい傾向です。妻が学習塾をしていますので、とくに教育分野での学力格差を強く感じています。(千葉・I)

編集部より 資本主義という仕組みを再び学ぶ条件の高まりです。いいことです。

最高裁「解雇無効」判決！ 最高裁判所は大船(おおふな)自動車学校解雇問題について五月一六日付で判決文を送付してきました。内容は「上告棄却」。つまり労働組合の完全勝利です！ 大船自動車学校(神奈川県鎌倉市。現・湘南センチュリーモータースクール)は二〇〇〇年秋に岡山県の勝英(しょうえい)自動車学校に企業買収され、九人が不当解雇され、職場から労働組合は掃蕩されました。これに対して横浜地裁と東京高裁はいずれも解雇無効の判決を言い渡しましたが、勝英自校が最高裁に上告していました。その上告棄却は、高裁判決が追認されたことを意味します。これで司法上は九人の解雇無効が最終的に確定しました。解雇以来五年六ヶ月をへた勝利です。各位のご支援に感謝を申し上げます。本当にありがとうございます！

これからはこの最高裁判決をテコにして、元職場への具体的な復職を追求します。勝英自校(吉村武司代表取締役が簡単に応じるかどうか予測できませんが、これ以上の不法行為は絶対に許されません。大船自校労働組は早速 勝英自校と湘南センチュリーモータースクールに対し、団体交渉の申し入れを送付しました。明日(五月二〇日)からは岡山県に行き、吉村武司代表取締役に直接面会を求めていきます。最後までご支援をよろしく願っています。PS・闘争資金捻出のために各労働組・各位に要請している「小樽ラーメン」ご購入については、争議の最終解決まで継続します。引き続きお取り組みをお願いします。(二〇〇六年五月十九日。原均)